

令和7年度 三木市教育の基本方針

第3期三木市教育大綱基本理念

夢を育み、未来を創る三木の教育



第3期三木市教育大綱基本理念

夢を育み、未来を創る三木の教育



「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る教育」を推進します。

基本方針（2つの柱）と施策項目

I 「未来を創る」教育を進めます

1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 確かな学力の育成 | 2 |
| (2) 豊かな心の育成 | 4 |
| (3) 健やかな体の育成 | 6 |
| (4) 特別支援教育の推進 | 7 |
| (5) キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進 | 7 |
| (6) 就学前教育・保育の充実 | 8 |

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 教育環境の整備と充実 | 10 |
| (2) 学校、家庭、地域が連携した教育の推進 | 11 |
| (3) 教職員の資質・能力の向上 | 12 |
| (4) 学校園の組織力の強化 | 13 |

II 「生涯にわたる学び」を支えます

1 豊かな人生を応援します

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 人権教育の推進 | 4 |
| (2) よりよく生きるための学びの充実 | 5 |

2 文化・スポーツの振興に努めます

- | | |
|------------------|---|
| (1) 市民文化の高揚 | 6 |
| (2) 文化遺産の活用 | 7 |
| (3) スポーツ環境づくりの推進 | 7 |

※ 各施策項目には、本年度の取組のうち重点的な取組について記載しています。

※ 掲載写真は、令和6年度の活動です。



2次元コードからホームページ等の詳しい情報にアクセスすることができます。

I 「未来を創る教育」を進めます

1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

全ての子どもが今を幸せに感じる学校園づくり

「全ての子どもが今を幸せに感じる学校園づくり」は、三木市の学校園づくりのコンセプトです。子どもたちが将来「なりたい自分」へと成長していくためには、「今」を幸せに感じ、学び、成長し、夢を育んでいくことが大切です。充実した「今」の積み重ねが、未来への可能性を広げます。

学校園の主人公は子どもたちです。学校園には、多様な背景を持った子どもたちがいます。その全ての子どもたちにとって居場所があり、全ての子どもたちが学び、成長を実感し、「今」を幸せに感じるができる学校園づくりに取り組みます。



三木市の教育が育成をめざす資質・能力

予測が困難といわれる未来を生き抜いていくためには、社会の変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら新たな価値を生み出していく力を身に付けることが必要です。

そこで、三木市の教育では、次の3つの力を子どもたちに育成します。

主体性 Agency

よりよい社会や幸福な人生を切り拓き、自己実現を図るための基盤となる、主体的に学習に取り組む態度や能力



協働性 Collaboration

答えのない課題に対して、目的に応じた納得解や新しい価値観を見出すため、他者とコミュニケーションを図り協働する態度や能力



創造力 Creativity

さまざまな情報や出来事を受け入れつつ、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描いていくかを考えるため、新たな価値観を創造する力

(1) 確かな学力の育成

① 基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力の育成

- 個々の興味や学力に合った学習課題に、デジタルドリルを活用するなど自分に合った方法で取り組むことで、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付ける。
- 学んだことを生かし、さまざまな人との意見交流などを通して学習内容をより深く理解し、生涯にわたり能動的に学び続ける資質・能力を養う。

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 子どもたちの自己実現につながる確かな学力を育成するため、「未来を創る学力育成三木モデル」として、ICTを最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る研究を継続し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善に取り組む。
- 学びに向かう子どもたちが、授業の中で自分のがんばりや伸びを実感でき、自己肯定感や自己有用感が高まる授業づくりを推進する。

③ 基本的な学習習慣の確立

- 読書活動の充実や学校での学びが家庭での学びにつながるよう、各校で作成する家庭学習の手引きなどを活用し、家庭との連携を図る。

④ 放課後学習支援の充実

- 地域人材を有効に活用し、児童生徒一人一人の理解度に応じた放課後学習支援を充実する。

「令和の日本型学校教育」
の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別
最適な学びと、協働的な学びの実現～



(文部科学省)



理科の学習での協働的な学び
(緑が丘東小学校)

未来を創る学力育成
三木モデル



三木市教育委員会



プログラミング教育
(広野小学校)



ICTを活用した話し合い学習
(吉川小学校)

⑤ グローバル人材を育成する教育の推進

- 外国語（特に英語）を用いて、国や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- 異なる文化や価値観への理解を深め、国際的視野に立ち、主体的に行動する資質を育成する。



英語絵本の読み聞かせ
(志染保育所)

⑥ 情報活用能力の育成

- 学びを深め、広げることができるよう、あらゆる学習機会、タブレット端末活用の充実を図る。
- タブレット端末を適切かつ安全に活用するため、家庭と連携した情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育を更に進める。

ICTの効果的な活用に関する資料等について



(文部科学省)

⑦ 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の意義や目的を理解し、主体的に9年間のつながりのある授業づくりや効果的な指導方法の研究に取り組む。
- 各中学校区で育成をめざす子どもの姿を共有し、9年間を見通したカリキュラムを試行する。
- 校種間での教員研修や小中一貫教育実践推進校区（2校区）における実践的研究を推進し、その成果を全校に周知する。



小・中交流会
(別所中学校)



小・中学校教員交流研修
(小中一貫教育推進室)

デジタル・シティズンシップ教育

デジタル社会における生活や学習等の権利と責任などを理解し、安全で合理的・倫理的な方法で行動するために必要な能力を身に付けることを目的とした教育

三木市の小中一貫教育
(学校再編)



三木市教育委員会

(2) 豊かな心の育成

① 人権教育の推進

- 多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し、互いに認め合い支え合う心や、共生社会の実現に向けて主体的に取り組む実践力を育成する。
- 中学校区の児童生徒の実態を踏まえ、9年間を見通した系統的な人権教育を推進できるよう、教職員の人権意識を高め、指導力の向上を図る。
- 人権・同和教育資料の「三木市の人権・同和教育」や「ほほえみ」、「きらめき」を活用し、同和問題やいじめ問題など、人権課題に対応した学習の充実を図る。



人権意見発表会
(三木東中学校)



異年齢活動
(平田小学校)

② 道徳教育の充実

- 教育活動全体を通じて自尊感情を育み、自他の生命の尊重や思いやりなどの道徳性を養う。
- 「兵庫版道徳教育副読本」や「三木市指定教材」などの効果的な活用や、他者や自己との対話を取り入れた学習方法などの研究により、教員の授業力の向上を図る。

三木市指定教材



③ 生徒指導の充実

- 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の成長・発達を支援する生徒指導を行うとともに、自己選択や自己決定の機会が確保された魅力ある学校づくりに取り組む。
- 「三木市不登校対策アクションプラン」を基に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、社会的自立をめざすことに重点を置いた支援体制を構築する。
- いじめを決して許さず、自他の生命、個性、人権を尊重する姿勢や態度を育成する。



思春期保健福祉体験
(吉川中学校)

不登校児童生徒の支援について



○いじめの積極的な認知及び早期の組織的対応、関係機関との連携の推進など、いじめ防止対策の強化に向けた体制を充実する。

④ 多文化共生教育の推進

○母語を話せるサポーターの派遣や多文化共生教育の推進により、外国人児童生徒のアイデンティティの確立と自己実現を支援する。

○異なる文化や生活習慣、価値観に対する理解を図り、互いに認め合い、共に生きようとする意欲や態度を育成する。

外国人の子どものための
指導支援ハンドブック



三木市教育委員会

外国人児童生徒等のための
受入れハンドブック



兵庫県教育委員会

⑤ ふるさと教育の充実

○郷土資料（わたしたちの三木市、ふるさと兵庫魅力発見など）や地域人材を積極的に活用し、三木市の人、もの、文化などについての理解を深める「ふるさと学習」を充実し、ふるさと意識を醸成する。

⑥ 体験的学習活動の充実

○「金物」「山田錦」「ゴルフ」などの地域資源を活用した学習や、「環境体験事業」「自然学校」「トライやる・ウィーク」など、地域の自然や文化、歴史などに関わる体験活動を充実し、豊かな感性を養うとともに、社会性や自立心、思いやりの心を育む。



いじめ追放宣言
(自由が丘中学校)



多文化共生サポーターによる支援
(自由が丘小学校)



菊づくり
(自由が丘東小学校)



金物体験教室
(志染小学校)

⑦ 防災教育の推進

- 災害発生時に、児童生徒が即座に身を守る行動や対策などが取れるよう、防災リテラシーを育成する。

防災リテラシー

災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力のこと

(3) 健やかな体の育成

① 体力・運動能力向上の推進

- 運動能力を踏まえた効果的かつ安全な体育活動を通して、運動への興味や関心を高め、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感させるとともに、生涯を通じて継続して運動に取り組む資質や能力の育成を図る。



ドリーム・スクール・キャラバン
「走力 UP! 教室」
(三樹小学校)

② 食育の推進

- 「食に関する指導の全体計画」を基に、食に関する正しい知識を身に付けさせ、望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力を育成する。



栄養教諭による食育指導
(別所小学校)

③ 健康教育の充実

- 生涯を通じ、健康で安全な生活を送るための基礎を培う健康教育を推進し、発達段階に応じて自己管理を行う力を育成する。

④ 安全教育の推進

- 命を守るため、危険を予測して的確に判断し、主体的に行動できる力を育成する。



交通安全教室
(えびす認定こども園)

(4) 特別支援教育の推進

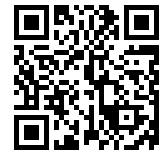
① 適切な指導及び必要な支援の実施

○児童生徒の将来的な自立や社会参加をめざし、健康や学習、発達、成長などの観点を大切にしながら個に応じた支援を行うとともに、児童生徒及び保護者と継続的な教育相談を実施し、就学や進路に関する合意形成を図る。

② 認め合い、支え合う特別支援教育の推進

○多様な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深められるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや多様性を尊重した学級づくりなどを行う。

- 三木市の特別支援教育
- ・三木市における支援体制
 - ・教育センターの役割
 - ・学校生活支援教員の役割
 - ・言語通級指導教室の役割
 - ・こどものやっていきにくさにどう対応するか



三木市教育委員会

ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障がい等のある児童生徒が学びやすい指導方法等を工夫改善することにより、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業につなげること

(5) キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

① 社会的自立に必要な力の育成

○学校での学びと自分の将来とのつながりに見通しを持ち、キャリア発達を促進できるよう、「キャリア・パスポート」などを活用するとともに、社会的・職業的自立に向け必要となる資質・能力の発達を支援する。

- キャリア教育に関すること
- ・実践事例集
 - ・キャリアパスポート指導資料
 - ・特別活動を要としたキャリア教育指導の手引き など



兵庫県教育委員会

② 社会に触れる機会の充実

○地域で活動する機会などを設け、社会と自分との関わりを認識させるとともに、社会の一員としての自覚や社会参画への意欲・態度を養う。



「心のバリアフリー」推進事業
校外合宿
(三木特別支援学校)

③ 進路指導の充実

- 生徒の能力や適性、興味や関心、障がいの状態や将来の進路希望などに基づき、保護者との連携の下、個性に応じた進路指導を行うとともに、生徒が主体的に進路を選択し、決定できる能力や態度を育成する。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



文部科学省

(6) 就学前教育・保育の充実

① 一人一人の子どもに応じた質の高い就学前教育・保育の推進

- 子どもが自ら興味や関心を持ち夢中になって遊ぶ経験を通し、育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通した教育課程や子どもの発達過程を踏まえた計画の作成、実施、評価及び改善を適切に行う。
- 乳児期から人への信頼感や自尊感情を育むとともに、主体性や自立心を尊重し、子ども一人一人の人権を大切にする。



どろんこあそび
(いずみ認定こども園)



バーベキューごっこ
(羽場認定こども園)

② 多様な教育・保育ニーズへの対応

- 特別な配慮を必要とする子どもや育児不安を抱える保護者などに対する支援を行う。
- 保育ソーシャルワーカーによる園所への巡回訪問を引き続き実施し、各関係機関が連携しながら、家庭支援の充実を図る。
- 外国籍の乳幼児やその家庭に対し、それぞれの文化や生活習慣への理解を深め、多文化共生教育を推進する。



消防署見学
(よかわ認定こども園)

③ 地域連携の充実

- 地域の団体や関係施設との交流や園外保育などを通して、地域ならではの自然や施設、文化に親しみ、三木のまちに愛着を持てるようにする。

④ 小学校教育との円滑な接続

- 「幼保小の架け橋プログラム」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、子どもの発達を長期的な視点で捉え、小学校教育との円滑な接続の推進に努める。
- 校間所間での交流研修をはじめ、相互参観や交流活動を通して、幼児教育と小学校教育の相互理解を深めるとともに、5歳児から1年生への架け橋期のカリキュラム素案の検討を行う。



地域の祭り屋台蔵の見学
(三樹幼稚園)



小学校との交流
(自由が丘幼稚園)

子どもの学びをつなぐ「幼保小の架け橋プログラム」

架け橋期（5歳児～小学1年生の2年間）は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる重要な時期です。架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざします。



幼児教育施設と小学校が連携・協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や育みたい資質・能力など共通の視点を持ちながら、三木市のモデルカリキュラムを作成し、相互の教育内容や教育方法の充実を図り子どもの育ちをつないでいきます。

⑤ 在宅児童の保護者に対する家庭支援

- 各園所の未就園児応援事業などにより、在宅児童の保護者が安心して子育て相談や保護者同士の交流が行える場を提供するとともに、市の子育て支援コーディネーターをはじめ、各関係機関が連携し、支援の充実を図る。

幼保小の架け橋プログラム



文部科学省

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

(1) 教育環境の整備と充実

① 学習機会の保障

- 就学援助事業や特別支援教育就学奨励事業を推進し、児童生徒の就学を支援する。
- 高等学校や大学等の学費の支払が困難な世帯に対し、市独自の奨学金を給付し、高校、大学等への進学を促進する。

奨学生の募集（教育総務課）



三木市教育委員会

② 安全で快適な教育環境の整備の推進

- 児童生徒が学校生活の中で安心してトイレを使用できるよう、学校トイレの洋式化を進める。



学校トイレの洋式化
（教育施設課）

③ 特別な支援を要する子どもたちに対する切れ目のない支援

- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「連携シート」「さばーとノート」などを活用し、福祉、医療などの関係機関、保護者、学校園との連携を強化し、本人や保護者との合意形成の下、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援や合理的配慮を継続して実施する。
- 医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえ、医療機関や福祉機関等と連携し、乳幼児、児童及び生徒の安心・安全な学校園生活を支援する。



④ 学校再編の推進

- 吉川地域における施設一体型小中一貫校の設置に向け、より具体的な教育内容や施設設備などについて協議を進める。



- 小規模化が進んでいる学校の子どもの人口推移を注視し、各学校区の状況の変化をつかみ、望ましい教育環境の整備に向けた対応を慎重かつ早急に検討する。

⑤ 就学前教育・保育の一体化

- 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づき、市内の公立・民間就学前施設の保育者を対象とした「保育者研修」で具体的かつ多面的な方面から教育・保育内容について学び、保育者の質の向上を図る。

三木市就学前教育・保育
共通カリキュラム



三木市教育委員会

(2) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

① 「地域とともにある学校園づくり」の推進

- 学校運営協議会の運営の充実に向け、関係者向けの情報交換会や研修会の開催など、伴走的な支援を行う。
- 「人の目の垣根隊」活動などの地域住民によるボランティアの受け入れなど、地域の教育力を活用した組織的な教育活動を推進する。



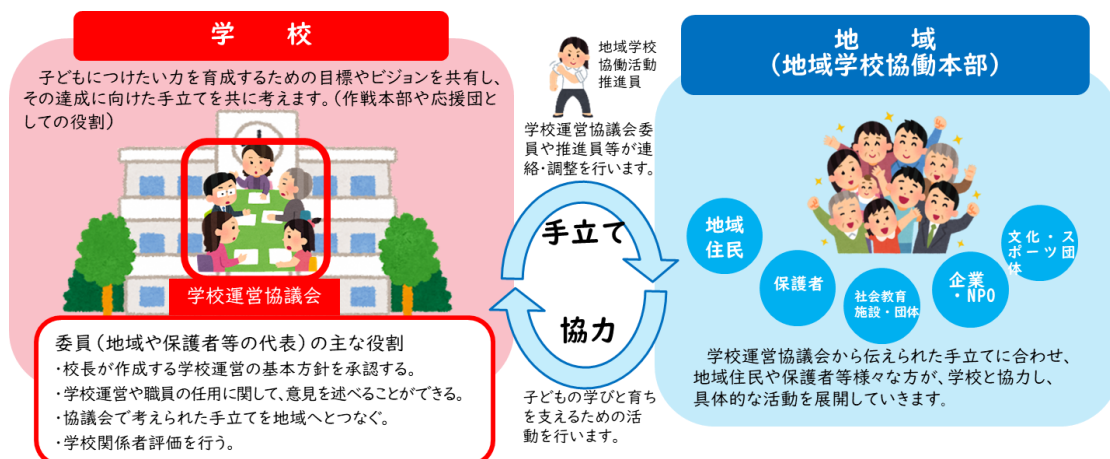
コミュニティ・スクール事業
による書道教室
(緑が丘中学校)



環境体験学習
(ロ吉川小学校)

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことであり、地域と保護者や学校が一体となって子どもを育てていく仕組みです。



② 家庭の教育力の向上

- 乳幼児教育学級や親子のふれあい事業などを通じ、子育てに関する情報交換の機会を提供する。
- 家庭教育学級やしつけ、褒め方、叱り方などの講座を通じ、親としての意識の高揚やスキルの向上を図るとともに、仲間づくりのための機会を提供する。



家庭教育学級（親子ふれあい遊び）
（別所認定こども園）

③ 子育てに不安を抱える家庭への支援

- 養育に関するさまざまな支援が必要な保護者や子育てにおける不安や悩みを抱える保護者、ひとり親家庭などに対する相談を実施する。
- 保護者の急用や育児疲れの軽減のため、一時預かり保育事業やショートステイ事業を実施する。

みき子育て応援 Navi



子育て支援課

(3) 教職員の資質・能力の向上

① 教職員の資質と実践的指導力の向上

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざす「未来を創る学力育成三木モデル」を具現化するため、教員の意識改革及び授業改善を図る研修を充実し、授業の実践につなげる。
- 児童生徒が1人1台のタブレット端末を授業で日常的に有効に活用する能力を身に付けられるよう、教員のICT指導力を向上させる。
- 教員資質向上指標を活用し、各学校における人材育成の充実に努めるとともに、教育センターでの専門研修講座など、それぞれのキャリアステージに応じた研修体制の確立を図る。

「令和の日本型学校教育」
を担う教師の養成・採用・
研修等の在り方について



文部科学省



専門研修講座（教員研修）
（三木市立教育センター）

② 教職員の働き方改革の推進

○ICT、特に、統合型校務支援システムを活用して業務の効率化を図るとともに、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員一人一人のタイムマネジメント意識の高揚を図る。

兵庫県管理職・教員資質向上指標及び兵庫県教職員研修計画



兵庫県教育委員会

(4) 学校園の組織力の強化

① 管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成

○校園長のリーダーシップの下、教職員相互の協力・協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校園の運営体制を構築する。

○次世代のリーダーを養成する研修などを通して、今後の学校運営や教育活動の中核的役割を担う教職員を計画的に育成する。



働きがいのある
職場づくり推進本部



兵庫県教育委員会

② 教職員相互の協力・協働体制づくりの推進

○多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するため、専門性を持つ多様な人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員、看護師など）と協働し、組織的に課題解決に取り組めるよう、教職員相互の協力体制づくりを推進する。

○あらゆるハラスメントに関する研修を充実するとともに、どのようなことでも相談し合える風通しのよい職場づくりを推進する。

○学校事故はいつでも発生するという共通認識の下、定期的に研修や訓練を実施し、組織的な危機管理機能の向上を図る。



Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

Ⅰ 豊かな人生を応援します

(Ⅰ) 人権教育の推進

① 人権教育・啓発の充実

- 今なお解決に至っていないさまざまな人権課題に加え、多様な性やインターネットによる誹謗中傷、ヤングケアラーなど、近年顕在化してきた人権課題について理解を深めるための教育・啓発に努める。

② いじめ防止の推進

- 「三木市子どものいじめ防止に関する条例」に基づき、市民が一体となったいじめ防止を推進する。

三木市子どものいじめ防止に関する条例



弁護士によるいじめ防止教室
(三木中学校)

③ 虐待防止の推進

- 児童虐待の予防や早期発見のため、年間を通じて関係機関の情報共有を密に行う。
- ヤングケアラーの認知度向上のため、啓発活動を実施するとともに、実態把握に努め、具体的な支援を行う。

三木市人権尊重の
まちづくり条例



人権劇「おかあさんの木」
(人権推進課)

ふるさとに生きる



人権推進課

ヤングケアラー



子育て支援課

④ 男女共同参画の推進

- 「三木市男女共同参画プラン（第4次）」に基づき、ジェンダー平等及び性別役割分担意識の解消を図るための啓発、施策を展開する。

(2) よりよく生きるための学びの充実

① ライフステージに対応した多様な学びの機会の提供

- 高齢者大学・大学院での講座、学習内容の充実を図り、入学者数の増加に努める。
- 「みっきい生涯学習講師団」の充実を図り、事業の認知度を高め、市民が自主的に学べる機会の提供を促進する。

② 公民館を核とした生涯学習活動の推進

- 充実した生涯学習講座の提供、自主学習グループの育成・立ち上げの支援を行う。
- 公民館を地域のデジタル化の拠点とし、Wi-Fi 環境を活用したオンライン講座の実施や、市民が情報機器などを活用して学習できる場として提供していく。

③ 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援

- 公民館及び市民協議会が連携し、「地域の課題は地域で解決する」という機運を醸成し、住民主体のまちづくりを推進する。
- 地域から地域のリーダーやまちづくりの担い手を育て、住民自身が望む理想的な地域づくりを支援する。

みっきい生涯学習講師団

さまざまな知識や技能を持っているかたを講師団として登録し、市民活動や研修の講師として派遣し、生涯学習の進展や地域社会の活性化を図る事業のこと



スマホ教室
(緑が丘町公民館)

三木ホースランドパーク エオの森研センター



志染・緑が丘・青山合同ディキャンプ
(生涯学習課)



世代間交流シャッフルボード大会
(別所町公民館)

④ 市民のニーズに対応した図書館の充実

- 乳幼児から高齢者まで、全ての市民が便利に利用できる図書館を運営する。
- 図書館システムのバージョンアップを行い、郷土資料のデータ化など、デジタル技術を活用した新たな図書館サービスを進める。

三木市立図書館



手話でみんなのおはなし会
(中央図書館)

2 文化・スポーツの振興に努めます

(1) 市民文化の高揚

① 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

- 三木市文化振興計画に基づき、吹奏楽祭、合唱祭、三木市展、みなぎの書道展、子どもたちの芸術鑑賞事業など多様な文化、芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、市民文化の向上に取り組む。

三木市文化振興計画



文化・スポーツ課

② 文化、芸術の振興と普及に向けた顕彰制度の活用

- 文化・芸術活動において、顕著な成果を収められたかたや、地域の文化・芸術の普及振興に貢献されたかたを表彰する。



みなぎの書道展
(文化・スポーツ課)

③ 文化会館や美術館における文化・芸術事業の企画と開催

- 文化会館では市民参加型事業の三木「第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施するとともに、堀光美

堀光美術館



術館では多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、文化・芸術の普及振興を図る。

(2) 文化遺産の活用

① 地域資源をいかした文化の振興

- 「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設である「みき歴史資料館」を情報発信の拠点とし、三木の歴史や文化をPRすることを通して三木市のよさを市内外へ発信するとともに、市民がふるさと三木を誇りに思う心を醸成する。

② 文化財保護の推進と活用

- 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の年次計画に基づき、発掘調査をはじめとする各種事業を段階的に実施する。

③ 文化遺産を維持、活用する担い手育成の支援

- 伝統行事や史跡、文化財に触れ、親しむ機会を提供し、文化継承を担う次世代の人材育成を支援する。

(3) スポーツ環境づくりの推進

① 「する、観る、支える」スポーツ環境づくりの推進

- 三木市スポーツ振興計画に基づき、生涯にわたりスポーツを楽しむことのできる環境を整備する。

みき歴史資料館

- 時空（とき）の拠点
古墳時代の三木
三木城の時代 など
- まちおこしの拠点
みき歴史・美術の杜みゅーじあむのインフォメーション
- 情報発信の拠点
三木の歴史や文化を広報



みき歴史資料館見学
(緑が丘小学校)

三木市の指定等文化財一覧



伝統文化わくわく体験教室
(豊地小学校)

○障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しむことのできる障がい者スポーツ大会を支援するとともに、障がい者スポーツに関する環境の整備を図る。

② スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりの推進

○みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーなど、子どもから高齢者まで気軽に参加できるスポーツイベントを開催し、市民の健康増進につなげる。

③ 三木の地域性をいかしたスポーツ振興

○三木山総合公園総合体育館をはじめ、陸上競技場やプールなどのさまざまなスポーツ施設や、ゴルフ場や三木総合防災公園などの三木ならではの施設や地域資源を活用し、スポーツの振興に努める。

○中学校部活動の地域クラブ活動への展開の推進に向け、地域住民への周知を進め、理解を得ながら協力体制を構築する。

三木市スポーツ振興計画



文化・スポーツ課



みっきいふれあいマラソン
(文化・スポーツ課)



ゴルフ体験
(三木小学校)

春高・春中ゴルフ

令和2年度から、全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会を毎年三木市で開催



三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン

～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～



地域と共につくる新たなクラブ活動

少子化の進展等により、学校部活動の存続が難しくなっています。そのため、国は、子どもたちの文化・スポーツ活動の振興をめざし、学校ごとにある学校部活動を地域へ展開することとしています。

地域には、スポーツや文化芸術、レクリエーション活動を楽しむ多くの団体があります。これからは、地域の特性を生かした新たなクラブ活動を展開し、子どもたちにとって多様な体験ができる場を広げていきます。

三木市の学校部活動の現状

生徒

- ・生徒数の減少、入部率の低下による部員不足
- ・廃部や他校との合同部活動の増加

やりたいことができない！

教職員

- ・休日や勤務時間外での指導による負担
- ・専門知識や技能のない種目を担当することも…

教員による指導体制の維持が難しい

現在の学校部活動の限界

地域クラブ活動への展開

子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を、持続可能な地域の活動として、地域の団体が担う

めざすこと

- ・子どもたちのニーズに合った活動の提供
- ・これまでの部活動になかった新種目やレクリエーション活動の提供
- ・地域の活性化(子どもと地域住民の交流)

「やりたい」を選べる！

「やりたい」ができる！

第3期三木市教育大綱（抜粋）

三木市教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。教育大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

- 【基本理念】 夢を育み、未来を創る三木の教育
【基本方針】
- 1 「未来を創る教育」を進めます
 - 2 子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校・家庭・地域をつくります
 - 3 安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます
 - 4 人生100年を通じた学びを支えます

第3期三木市教育大綱



三木市

第3期三木市教育振興基本計画（抜粋）

第3期三木市教育振興基本計画では、第2期三木市教育大綱を踏まえた『基本理念』を掲げ、これに基づく2つの分野別に具体化した『基本方針』を定めるとともに、それらを実現するための15の施策と57の実践項目を示しています。

- 【基本理念】 豊かな学びで未来を拓く
【基本方針】

- I 「未来を創る教育」を進めます
 - 1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます
 - ・確かな学力の育成
 - ・豊かな心の育成
 - ・健やかな体の育成
 - ・特別支援教育の推進
 - ・キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進
 - ・就学前教育・保育の充実
 - 2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます
 - ・教育環境の整備と充実
 - ・学校、家庭、地域が連携した教育の推進
 - ・教職員の資質・能力の向上
 - ・学校園の組織力の強化
- II 「生涯にわたる学び」を支えます
 - 1 豊かな人生を応援します
 - ・人権教育の推進
 - ・よりよく生きるための学びの充実
 - 2 文化・スポーツの振興に努めます
 - ・市民文化の高揚
 - ・文化遺産の活用
 - ・スポーツ環境づくりの推進

第3期三木市教育振興基本計画



三木市

この計画は、本市の教育振興に関する中期的な総合計画であり、就学前教育・保育、学校教育、社会教育、家庭教育、生涯学習、文化、スポーツなど教育施策全般を網羅した内容となっています。

期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、三木市の教育の一層の進展に向けて、今後のめざすべき方向や取り組むべき施策等を総合的、体系的に示しています。

計画の期間中は、毎年度、取組状況について外部評価者を加えた点検・評価を実施しながら、全期間を通じて計画目標が達成されるよう進行管理を行います。

教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況
に関する点検・評価



三木市教育委員会

三木市人権尊重のまちづくり条例（抜粋） 平成13年1月1日施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると思料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

三木市人権尊重のまちづくり条例



三木市

三木市子どものいじめ防止に関する条例（抜粋） 平成25年4月1日施行

子どもたちにとって、学齢期は、自分や友達を大切にしていくなかで豊かな心が育ち、人格形成をしていく上で重要な時期です。しかしながら、いじめは、子どもたちの成長を妨げるとともに、時には、命までも奪ってしまう重大な問題です。

私たちは、子どもたち一人一人が社会全体の宝であり、かけがえのない大切な存在であることから、子どもたちを社会全体で守り育てていかなければならないことを再認識しなければなりません。

子どもたちには、自分を大切にするとともにほかの人を思いやり、いじめを許さない勇気を持ち、互いに仲良く生活する力を養うことが望まれます。

三木市は、三木市人権尊重のまちづくり条例の理念を踏まえ、子どものいじめを防止するとともに、いじめを許さない社会づくりに努め、安心して子どもたちが生活し成長していけるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

三木市子どものいじめ防止
に関する条例



三木市

教育相談窓口 ※祝日及び年末年始は休み

【あんしん教育相談】 学校生活や学習の様子で困っていることの相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 83-2020

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【青少年悩みの相談】 就学から29歳、もしくは保護者のための悩み相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 82-8686

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【いじめ相談】 子どものいじめに関する相談（場所：教育センター）

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 82-8110

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後5時） ※予約制

【子育て相談】 しつけや親子関係など、子育てにおける不安や悩みの相談
（場所：子育て支援課（教育センター内））

●電話相談 月～金曜日（午前9時～午後4時） TEL 82-9910

●面接相談 月～金曜日（午前9時～午後4時） ※予約制

三木市教育委員会事務局・教育機関・学校園所・公民館・交流センター等所在地

〔教育委員会事務局・教育機関〕

			Tel	Fax
三木市教育委員会	〒673-0492	三木市上の丸町10番30号	82-2000	83-3699
三木市立教育センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-2020	82-5881
三木市青少年センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-2020	82-5881
三木市子どもいじめ防止センター	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	82-8110	82-8900
三木市立総合隣保館	〒673-0501	三木市志染町吉田823番地	82-8388	82-8658
三木市立中央図書館	〒673-0433	三木市福井1933番地の12	83-1313	83-1314
三木市立青山図書館	〒673-0521	三木市志染町青山3丁目15番地の2	87-8000	87-7100
三木市立吉川図書館	〒673-1114	三木市吉川町吉安246番地1	72-1108	72-1109
三木市立堀光美術館	〒673-0432	三木市上の丸町4番5号	82-9945	82-9974
三木市立みき歴史資料館	〒673-0432	三木市上の丸町4番5号	82-5060	82-5068
三木市文化会館	〒673-0432	三木市福井1937番地	83-3300	83-3302
三木市立まなびの郷みずほ	〒673-0701	三木市細川町瑞穂247番地の2	88-2550	89-5002
三木市立別所ふるさと交流館	〒673-0453	三木市別所町下石野1丁目105番地	88-8035	88-8035

〔幼稚園・認定こども園・保育所〕

三樹幼稚園	〒673-0403	三木市末広1丁目10番8号	82-4327	82-4327
自由が丘幼稚園	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目70番地	85-1200	85-1200
志染保育所	〒673-0501	三木市志染町吉田824番地	83-5660	83-5660
別所認定こども園	〒673-0443	三木市別所町巴73番地	82-7278	82-7278
神和認定こども園	〒673-0402	三木市加佐八幡本176番地の1	82-7363	82-7369
エンゼル認定こども園	〒673-0404	三木市大村1067番地の349	82-2946	83-5520
一粒園認定こども園	〒673-0431	三木市本町1丁目5番地の14	82-6990	82-8659
清心認定こども園	〒673-0533	三木市緑が丘町東2丁目5番地の1	84-0811	84-1170
ひろの認定こども園	〒673-0541	三木市志染町広野1丁目216番地	85-2995	85-9417
羽場認定こども園	〒673-0433	三木市福井3丁目1918番地の29	83-3815	83-3830
えびす認定こども園	〒673-0423	三木市宿原9番地の1	83-3247	83-8178
いずみ認定こども園	〒673-0755	三木市口吉川町大島854番地	88-0811	60-1019
自由ヶ丘認定こども園	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目99番地	85-3650	85-3655
あけぼの認定こども園	〒673-0512	三木市志染町井上684番地	87-3222	87-3220
りんでん認定こども園	〒673-0531	三木市緑が丘町西4丁目14番地の3	85-7838	85-7819
清心緑が丘認定こども園	〒673-0531	三木市緑が丘町西1丁目10番地の9	87-0888	87-0878
よかわ認定こども園	〒673-1117	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の4	73-1171	73-1171

〔小学校〕

三樹小学校	〒673-0403	三木市末広1丁目10番8号	82-3169	89-2155
平田小学校	〒673-0405	三木市平田502番地	82-7322	89-2156
三木小学校	〒673-0413	三木市大塚2丁目4番39号	82-0341	89-2157
別所小学校	〒673-0445	三木市別所町西這田573番地	83-0350	89-2158
志染小学校	〒673-0516	三木市志染町御坂586番地	87-3224	89-8111
口吉川小学校	〒673-0741	三木市口吉川町殿畑666番地	88-0224	89-5000
豊地小学校	〒673-0713	三木市細川町豊地196番地	86-2224	89-2171
緑が丘小学校	〒673-0531	三木市緑が丘町西1丁目10番地の8	84-0744	89-8113
緑が丘東小学校	〒673-0533	三木市緑が丘町東4丁目45番地	85-1900	89-8114
自由が丘小学校	〒673-0552	三木市志染町中自由が丘3丁目70番地	85-1300	89-8116
自由が丘東小学校	〒673-0506	三木市志染町四合谷67番地の1	85-2020	89-8118
広野小学校	〒673-0541	三木市志染町広野2丁目107番地の1	85-3000	89-8119
吉川小学校	〒673-1117	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の3	76-5640	73-1470

〔中学校・特別支援学校〕

三木中学校	〒673-0403	三木市末広2丁目5番12号	82-0404	89-2172
三木東中学校	〒673-0433	三木市福井2474番地の2	83-1600	89-2180
別所中学校	〒673-0444	三木市別所町東這田598番地の1	82-0547	89-2173
緑が丘中学校	〒673-0533	三木市緑が丘町東4丁目17番地	85-1500	89-8121
自由が丘中学校	〒673-0501	三木市志染町吉田1241番地の37	85-3300	89-8122
吉川中学校	〒673-1115	三木市吉川町大沢2番地	72-0142	72-0140
三木特別支援学校	〒673-0521	三木市志染町青山7丁目1番地の8	84-0830	89-8112

〔公民館・交流センター等〕

中央公民館	〒673-0431	三木市本町2丁目2番10号	82-2007	83-6474
三木南交流センター	〒673-0433	三木市福井2484番地の9	83-1710	83-1711
別所町公民館	〒673-0445	三木市別所町西這田1丁目10番地	82-0072	82-9635
志染町公民館	〒673-0512	三木市志染町井上173番地	87-3814	87-1834
細川町公民館	〒673-0713	三木市細川町豊地55番地の1	86-2059	86-2870
口吉川町公民館	〒673-0741	三木市口吉川町殿畑144番地	88-0004	88-0451
緑が丘町公民館	〒673-0532	三木市緑が丘町中3丁目38番地	85-7011	85-1336
自由が丘公民館	〒673-0551	三木市志染町西自由が丘1丁目595番地	85-4700	85-1233
青山公民館	〒673-0521	三木市志染町青山3丁目15番地の2	87-1300	87-1837
吉川町公民館	〒673-1114	三木市吉川町吉安246番地	72-1577	72-0760
三木コミュニティスポーツセンター	〒673-0402	三木市加佐572番地	83-3434	83-3215
福井コミュニティセンター	〒673-0433	三木市福井3丁目9番1号	82-7300	82-6365